

福島空港就航先（関西）メディアタイアップPR事業 公募型企画プロポーザル 実施要領

1 委託の目的

就航先（関西）においてメディアを活用した福島大阪路線利用旅行商品の広報を行うことにより、福島空港を利用した旅行商品の関西圏への周知を図り、本県への風評払拭と観光誘客を促進する。

2 仕様

(1) 委託事業名

福島空港就航先（関西）メディアタイアップPR事業

(2) 予算額

9,870,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 事業の内容

以下の条件により、メディアを活用した福島大阪路線利用の旅行商品の広報を提案内容に基づき受託者が行う。

① 夏期及び冬期の旅行商品について、テレビ等のメディアを活用して広報すること。なお、広報のための制作及び放映料等の経費一式並びに必要なに応じて実施する現地視察等に要する旅費及び視察先での入場料、飲食代等は委託料から支出すること。

② 旅行商品は福島県内を周遊するものとし、近隣県を含めることも可とする。

なお、旅行商品の広報については、委託者と協議の上、旅行業法第3条の登録を受けた事業者により事業の一部を再委託させることができる。

③ 商品数、商品内容（主旨、対象、時期など）、販促計画を明記し、送客目標数は夏期及び冬期の商品を合わせて1,000人以上とすること。

（条件）

本事業により催行した旅行の参加者に対するアンケートを実施し、集計・分析作業を行うこと。

なお、アンケート内容も提案すること。

4 委託期間

委託契約締結の日から令和4年3月11日（金）まで

※ 契約締結は令和3年4月下旬頃の見込み

5 成果品

事業実施報告書

6 業務委託業者の選定方式

(1) 公募型企画プロポーザル方式

【企画提案書の書類審査による決定】

企画提案書の書類審査により総合的に評価し、業務委託予定者（随意契約の予定者）を選定する。

なお、評価は100点を満点とし、60点を企画採用基準点として60点以上で、審査員の評価点の合計が最も高い提案者を随意契約の契約予定者とする。その際、同評価点の提案者が複数あった場合は、低価格者に決定することとする。

(2) 審査基準及び配点

審査項目	評価点数
【実施体制】 作業工程、事業実施、アンケート分析などの業務を 確実かつ臨機応変に遂行できる人員、体制となっているか。	20点
【広報企画の実現可能性、有効性】 ・メディア媒体の選定は適当か。実現可能性はあるか。 ・メディア広報企画は、就航先で広く周知が行われ、 効果が期待できるものであるか。	40点
【旅行商品企画の合目的性、妥当性】 ・造成する旅行商品の企画案は本事業の趣旨と合っ ているか。 ・造成する旅行商品の対象は明確で、集客目標を達成 する販促計画があるか。	30点
【経費の妥当性】 ・企画内容実現のための経費内訳は適当か。 ・管理経費の割合は適当か。	10点

(3) 評価方法

- ・審査項目毎に評価点を付す。
- ・評価基準は以下のとおりとする。

評価点				評価
40点満点	30点満点	20点満点	10点満点	
40～33	30～25	20～17	10～9	優れている
32～25	24～19	16～13	8～7	やや優れている
24～17	18～13	12～9	6～5	普通
16～9	12～7	8～5	4～3	やや劣る
8～1	6～1	4～1	2～1	劣る

7 公募要領等の入手方法

公募要領及び各種様式については、福島県観光交流局空港交流課のホームページからダウンロードすること。

なお、空港交流課窓口や郵送等での配布は行わない。

8 質問書の受付及び回答について

(1) 質問の受付

ア 提出書類

質問書（様式第1号）

イ 提出期限

令和3年4月8日（木）16時まで

ウ 提出方法

郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールによること。

エ その他

送信後は、電話で着信確認を行うこと。

(2) 回答の方法

競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、4月9日（金）までに参加表明書を提出した事業者全員にメールで回答を行う。

9 参加表明書及び企画提案書の提出等について

(1) 参加表明書の提出について

ア 提出書類

① 参加表明書（様式第2号）

② 会社の概要や実施業務分野が記載されたガイドブック等（1部）

イ 提出期限

令和3年4月9日（金）16時まで

ウ 提出方法

郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールによること。

エ その他

送信後は電話で着信確認を行うこと。

(2) 企画提案書の提出について

ア 提出書類

① 3に示した内容を記載した企画提案書（様式任意）

※ 7部提出すること。

② 業務実施体制書（様式第3号）

③ 見積書（様式任意）

※ 原本1部とし、その写しを各企画提案書に添付すること。

④ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第4号）

イ 提出期限

令和3年4月16日（金）16時まで

ウ 提出方法

郵送又は持参

（ファクシミリ又は電子メールによる提出は受け付けない。）

(3) 参加表明書、企画提案書等の提出先及び問合せ先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁西庁舎11階）

福島県観光交流局空港交流課（担当：小林）

電話 024-521-7127 FAX 024-521-7913

E-mail: fkskuko@pref.fukushima.lg.jp

10 審査結果の通知

- (1) 期 日 令和3年4月中旬頃
- (2) 発表方法 企画提案書を提出した参加者に対して、書面にて通知する。
なお、審査結果に対する異議申立て、質問等は一切認めない。

11 主なスケジュール

令和3年4月 5日（月）	県HPに公告を掲載
令和3年4月 8日（木）16時00分まで	質問書の提出期限
令和3年4月 9日（金）16時00分まで	参加表明書の提出期限
令和3年4月16日（金）16時00分まで	企画提案書の提出期限
令和3年4月中旬頃	審査結果の通知
令和3年4月上旬頃	契約締結

12 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしたものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (2) 福島県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (3) 常に連絡調整できるように、体制を整えておける者であること。
- (4) その他、県との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

13 不適格事項

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- (3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 予算がオーバーしているもの
- (7) その他、福島県が特に不適格と認めるもの

14 契約手続

県は福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続きにより、本業務に関して最も優れた提案を行った者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して業務委託契約の締結交渉を行う。

なお、この手続に参加した者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、又は交渉の結果契約締結までに至らなかった場合、契約の締結を行わないことがある。

この場合は、次点者と契約の締結交渉を行う。

15 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出にかかる費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 委託業務の内容の詳細は、企画提案の内容を基本として、福島県と受託者が協議して決定する。